

# すくも 市議会だより

## 第105号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

### 定例会の概要

令和三年第一回定例会は三月二日に開会し、二十二日間の会期で三月二十三日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

#### 補正予算

#### ◎一般会計（議案第四号）

令和二年度補正予算は、三億四千八百四十九万一千円が減額され、総額で二百二十六億九千六百八十三万八千円となりました。

#### 当初予算

#### ◎一般会計（議案第十六号）

令和三年度一般会計予算は総額で、百六十一億三千八百七十四万一千円（前年度より二億六千六百三十九万三千円の増額となっています。〔詳細は、四、五ページをご参照下さい。〕

市長から提出された議案は、専決処分一件、「令和三年度宿毛市一般会計予算」など予算議案二十五件、「教育長の任命」など人事議案二件、「宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定」など条例議案二十六件、「宿毛市振興計画（基本構想）について」などその他議案五件の合計五十九議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。市政に対する一般質問は、八日、九日に行われ、五人の議員が質問に立ち、また、十日には議案に対する質疑が行われました。

審議対象となっていた「選択的夫婦別姓制度の導入を求める陳情」は提出者からの申し出により取り下げが決定されました。

議会最終日には議会運営委員会から「会議規則の一部改正」の議案が提出され審議の結果、原案どおり可決されました。

### 第一回（三月）定例会日程

3月2日（火）	本会議	開会、行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明、議案第56号表決
3日（水）	休会	
4日（木）	休会	議案等精査
5日（金）	休会	議案等精査
6日（土）	休会	議案等精査
7日（日）	休会	
8日（月）	本会議	一般質問
9日（火）	本会議	一般質問
10日（水）	本会議	議案質疑
11日（木）	休会	委員会審査
12日（金）	休会	委員会審査
13日（土）	休会	
14日（日）	休会	
15日（月）	休会	委員会審査
16日（火）	休会	委員会審査
17日（水）	休会	
18日（木）	休会	委員会審査
19日（金）	休会	
20日（土）	休会	
21日（日）	休会	
22日（月）	休会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会
23日（火）	本会議	

#### （歳出の主なもの）

- 津波避難タワー建設事業 九億八千三百五十七万六千円
- 庁舎建設事業 二億六千六百七十二万二千円
- 保育所建設事業 十一億三千七百八十七万九千円
- 地方道整備事業 ……四億一千六百十七万円
- 河川等環境整備事業 ……六億二千十万円
- 新型コロナウイルスワクチン接種事業 一億一千九百二十八万八千円

## 専決処分

◎専決処分した事件の承認について(議案第一号)

新型コロナウイルススワク  
チン接種事業に関する費用の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、三百二十二万四千円を追加したものです。

## 条例

◎宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定について(議案第二十九号)

高知県が施工するヤイト川広域河川改修事業に伴い補償工事により設置した可動堰について、高知県より宿毛市に支払われる補償金を基金として積み立て、可動堰を維持管理していくために本条例を制定するものです。

◎宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について(議案第二十号)

市民の健康増進及び市民相互の交流促進を図ることを目的に健康サロンを設置するにあたり、新たに本条

例を制定するものです。

◎指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(議案第三十五号)

市立運動場や市立体育館などの運営を、今後、指定管理に移行していくにあたり、関係する条例を一括で整備するものです。

◎宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について(議案第四十四号)

松田川小学校と宿毛小学校の統合により県道宿毛津島線を走るスクールバスが宿毛小学校に乗り入れることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

◎宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について(議案第四十五号)

令和三年三月末をもって「すみれ保育園」が閉園することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

## その他

◎宿毛市振興計画(基本構想)の策定について(議案第五十五号)

市の最上位の計画である宿毛市振興計画について、令和三年度から令和十一年度までの基本構想を策定するにあたり、議会の議決を求めるものです。

◎工事請負契約の締結について(議案第五十八号)

「宿毛市統合保育園新築工事」について、二月十七日に実施した一般競争入札により契約の相手方及び契約金額が決定したので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決を求めるものです。

◎和解及び損害賠償の額の決定について(議案第五十七号)

令和三年二月十九日付けで締結した和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◎字の区域及び名称の変更に  
ついて(議案第五十八号)

市役所新庁舎及び統合保育園の移転先となる小深浦地区から錦地区にまたがる高台の新名称について、宿毛市政策審議会での議論を経て「希望ヶ丘」と決定したので、地方自治法第二六〇条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◎辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(議案第五十九号)

令和二年十二月二十三日に議決された沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地内の母島地区給水施設の改修を行うにあたり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第三条第八項の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 人事案件

次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

◎議案第二号 教育長の任命同意について

鎌田 勇 人(かまだ はやと) 氏

◎議案第三号 監査委員の選任同意について

弘瀬 徳 宏(ひろせ とくひろ) 氏



# ◆ 提出された議案 ◆

(定例会)

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	教育長の任命につき同意を求めることについて	同意
第3号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
第4号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第5号 ～15号	令和2年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の補正予算について	原案可決
第16号	令和3年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第17号 ～28号	令和3年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・幡多西部介護認定審査会・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の予算について	原案可決
第29号	宿毛市ヤイト川可動堰管理基金条例の制定について	原案可決
第30号	宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第31号	宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
第32号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第33号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第34号	宿毛市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
第35号	指定管理者制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
第36号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	宿毛市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
第44号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第45号	宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第46号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第47号	宿毛市立放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第48号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第49号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第50号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第51号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第52号	宿毛市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第53号	宿毛市庁舎建設審議会条例の廃止について	原案可決
第54号	宿毛市職員の給与の臨時特例に関する条例の廃止について	原案可決
第55号	宿毛市振興計画（基本構想）について	原案可決
第56号	工事請負契約の締結について	原案可決
第57号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第58号	字の区域及び名称の変更について	原案可決
第59号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第60号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決

# 一

# 般

# 質

# 問

## 市政のそこが聞きたい!!

第一回(三月)定例会の一般質問は、八日、九日の二日間に五人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

### 自衛隊誘致問題について

**問** 昨年七月、中谷衆議院議員が宿毛にオスプレイ誘致を、防衛大臣に進言したことに対し、オスプレイに反対する宿毛市民の会は、九月に二千二百筆の反対署名を提出。それ以降も二千三百筆を超える署名が宿毛市民の会に届けられている。代表は追加署名提出に際し、市長に面談を求めたが、断られたままである。面談しないのか。

**答** 複数回にわたる時は、オスプレイ誘致反対署名に限らず担当課で受け取ると伝えられているが、代表の主張により受理できていない状況だ。

**問** 市長は市民のオスプレイ反対運動をどう思っているのか。

**答** 中谷氏の発言を通じ、感じた方の運動に賛同者が署名していると思う。反対の方々、今城議員も言葉や文書で流しているが、オスプレイは現在検討していないので答えられない。

**問** オスプレイを宿毛には誘致しないと答えなのか。

**答** 本市はオスプレイ配備の検討も誘致も行っていない。今年一月、国においてはオスプレイ配備先として佐賀空港が最適ということに変更はないとマスコミ報道もされている。

**問** 中谷防衛大臣時代、(陸自)水陸機動団をめぐる日米秘密合意があり、二〇一八年に水陸機動団が編成された。その輸送にあたるのがオスプレイである。以降、幡多で米軍輸送機の低空飛行が多発している。オスプレイ誘致ともなれば、地域一帯が日米軍事一体化に飲み込まれると心配する市民・県民の心情が理解できないのか。

**答** 本心に心配だと思う。憶測だけで物事を言うとは、非常に不安をあおることになる。確かな情報をしっかりと伝え、市民に判断をおおぐ事が市長として必要と考える。

**問** 防衛大臣への要請書は空港の適地もあるとして自衛隊誘致を求めながら、空港整備も検討していないと市長は回答している。矛盾ではないか。

**答** 今は空港が来るという話はなく、飛行機、オスプレイというものも、全く示されておらず、もしも自衛隊側から話があれば、その時点で、しっかりと議論を進めたい。

**問** 自衛隊誘致のスタンスを明確にしないことが、市民・

県民に不信をもたらしていると思わないか。

**答** 経済・防災・人口対策にもつながると考え、要望活動等に取り組んできた。誘致の状況は白紙であり、市民に具体的な説明をできる段階ではない。

**問** 二月八日の足摺沖潜水艦事故について市長の所見を聞く。

**答** 本市の漁船も日常的に運行する海域である。このような事故はあってはならず、国には原因究明と再発防止策を徹底していただきたい。



松浦 英夫 議員

### 宿毛変電所の高台への移転問題について

**問** 道路網の整備が完了し、資材が準備された場合でも、その復旧には最短で二週間、沖の島地区にあつては一年以上かかると思われているが、復



旧が長期間となることについての認識を問う。

**答** 長期にわたり、市民の皆様の生活に支障を来たす現在の想定は、非常に厳しいものがある。何とか一日でも早い復旧を望む。

**問** 被害想定については最悪を考えなければならない。

しっかりとした危機管理体制を確立していくことが、最も重要なことであるが、宿毛市の危機管理体制について問う。

**答** 災害発生時から、市長を本部長として災害対策本部を自動的に立ち上げることとしている。

**問** 市長は「宿毛変電所の高台移転は防災対策上、非常に重要な課題である」との認識を示されているが、四国電力の変電所の高台移転についての考えを問う。

**答** 配電線が復旧するまでには、変電所への電力供給が可能となつている見込みであり、経済的負担の面からも、現時点で高台移転は計画にない。

**問** 大月町との連携と協議と併せて四国電力に対する要望活動の取組みについて問う。

**答** これまで、大月町と合同で要望した経緯はある。

### 避難道の整備について

**問** 私は、「命を守るべき避難道が、命を奪う避難道」になつてはならないと考える。

「片島地区の避難道」は、コンサルタント業者からどのような点検結果を受けているのか問う。

**答** 避難の際に障害となる可能性があるものは少なく、階段に手すり等が設置しており、再整備の必要となる候補には選定されていない。

**問** 市長は、大地震発生時ににおける避難について、高台への避難の重要性について述べた。貝塚地区は、貝塚地区から四季の丘地区に通ずる道路整備は、災害から住民の命を守る道であると、位置づけ活動を進めてきた。まさに、長年の悲願である。市長として、貝塚から四季の丘に通ずる所を、避難道としての整備について

どのように考えているのか問う。

**答** 避難道の整備についてはまずは、浸水域から津波の来ない所への避難を最優先で取り組んでいる。この道路の優先度は高くない。



### 市有財産の管理について

**問** 大島公民館が宿毛市の所有財産であるとすれば、文書で双方が明確にした契約も必要ではないか。これらについて大島地区と協議されてきたのかどうか問う。

**答** 管理方法は、指定管理者制度の導入や賃貸借契約の方法について協議をしている。会館の在り方や管理方法は、今後も協議を進め方向性を徹底したい。



岡崎 利久 議員

### 荒瀬山森林公園について

**問** なぜ荒瀬山森林公園を整備するようになったのか、問う。

**答** 以前、荒瀬山には、早稲田大学の学生が樹木の手入れや、草刈り作業等のボランティア活動のために訪れていたと聞いており、早稲田大学と深い繋がりのある場所である。このことから、荒瀬山森林公園の一部を、早稲田大学との連携を深める中で、子供の森林環境学習や、森林保全活動のフィールドとして活用できないかと考えて、多くの市民の方々にも参加してもらいながら、継続的に荒瀬山森林公園を整備していく、そういった計画に至ったものである。

**問** 早稲田大学が求めている内容について問う。

**答** 早稲田大学を訪問した際

に、荒瀬山を子供の森林環境学習の学び場として整備をし、子供達と早稲田大学の学生とが、森林環境等について、一緒に学習する機会を創設したい旨の説明と提案をさせて頂いた。早稲田大学側も、子供達の環境学習に寄与できる取組になるのであれば、ということと、本年四月【早稲田の森】名称使用に関する覚書を締結する予定である。早稲田大学側からは、早稲田の杜の整備内容等についての要望はないが、名称使用に関する覚書の内容を協議する中で、教育、学術、文化、スポーツの向上普及に寄与する取組が必要であることを、お互いが共有しているところである。



## 子育て支援について

**問** 五歳児健康診査の導入について問う。

**答** 五歳児健康診査の導入は、発達障害の発見に有用であるとされていることから、保護者が健診受診をきっかけに、子供の発達障害に気づき、適切な対応や、就学に向けての準備へとつながる場合があることや、その事実を受入れがたい場合でも、早期に支援の体制がとられることで、保護者に寄り添いながら、子供の成長発達に見合った支援ができるものと考えている。また、その一方で、発達障害の判断は、個別の診察等の場面で、気づかない場合も多く、集団での行動の観察が重要で、保育園等からの情報や、家庭での様子を含めて、総合的に判断する必要がある。既存の乳幼児健康診査の充実や、事後の相談支援体制の拡大を図り、関係機関との支援体制を強化することで、三歳児健康診査では、スクリーニングされなかった子供について、それ以降に保護者や保育者等が、発達障害の疑いを感じ、支援を求めた場合に、相談や療育に

関する情報を提供できる体制を構築することが重要であると考えている。



山上 庄一 議員

## 都市計画マスタープラン(都市マス)について

**問** 市長は、どのような都市(まち)を創ろうとしているのか聞く。

**答** 私が目指すまちづくりを進めていくうえで、中心となる柱は「防災・減災対策」である。

十年前に発生した東日本大震災の復興状況を見る中で、最も深刻な問題だと痛感しているのは、津波被害によって壊滅した多くの街で、拠点となる庁舎が被災したことや震災後の復興を事前に計画できていなかったことなどから、復興が遅れ、多数の人口流出につながっていることである。近い将来、南海トラフ地震

が発生するといわれている本市においても、その後の存続を考える中では、同様の状況になることは何としても避けなければならぬ。

このことから、選挙時の公約においても都市マスを作成する中で、事前復興の計画についても市民の皆様にお示しする約束をしていた。

その事前復興の一環として、災害時の司令塔となる庁舎や要配慮者施設である保育園の高台移転を実施するとともに、今後でもできる限り公共施設の高台移転を進めたいと考えている。

また、現在、高知県が進めている「事前復興まちづくり計画策定指針検討会」に私も委員として参加しており、この指針が策定されたら、速やかに本市も「事前復興まちづくり計画」に取り組んでいく予定である。

次に、四国横断自動車道の延伸も大きなポイントとなる。

現在、四国横断自動車道はルート帯が示されており、今後、県の都市計画決定を受け、さらに詳細な計画ルートが公表される。

今後は、その計画ルートを確認する中で、周辺の必要な路線整備などを検討し、まち

づくりに反映させていきたい。次のポイントは「人口減少・少子高齢化対策」である。

各種統計から本市においても、今後人口減少や少子高齢化が進んでくることが想定されているので、商業施設等については出来るだけ駅周辺などの中心拠点に集積するとともに、市内各集落から中心拠点へは公共交通などのネットワークでつないでいく「コンパクト+ネットワーク」を意識した都市構造を目指していきたい。

最後のポイントは、「豊かな地域資源を活用した街づくり」である。

市内には自然環境や歴史・文化的資源が多く残り、また宿毛市総合運動公園などのスポーツ施設もあるので、さらなる交流人口の増加を目指していく。

そのためにも、宿毛市の地域資源を最大限活用した街づくりを進める。



## 新型コロナウイルス 遺伝子組み換えワクチンについて



川田 栄子 議員

**問** コロナ死の死因ランキングでは日本は低位にあるが、国民にワクチンを打つ目的を聞く。

**答** 住民の生命や健康を損なうリスクの軽減や、医療への負担を軽減し社会、経済活動への影響を最小限にとどめる事を目指すもの。

**問** 副反応が予想される。安全性、有効性、副反応について聞く。

**答** 一般的な生ワクチンとは違いメッセンジャーRNAワクチンで人の遺伝子情報に組み込まれるものではない。その情報が長期に残ったり、精子や卵子の遺伝子情報に取り込まれることはないと考えられている。副反応については

接種後に生じる可能性がある。治療を要したり障害が残るほどの副反応は稀であるもののゼロではない。接種部位の痛みや頭痛、倦怠感、筋肉痛、又稀であるがアナフィラキシーショックの発生の報告もある。接種会場において適切な対応ができるように準備をする。ワクチンに関する安全性、有効性、副反応について、本市が見解を述べたり、市として何らか判断が出来るものではないと考える。

**問** 国産の大手製薬会社も臨床実験に入っており、其のこ

**答** 国内でもワクチン開発が進められているが、使用するワクチンはファイザー社のワクチンで、期間も令和四年二月二十八日までとされている。この期間を過ぎてのワクチン接種の自己負担金は何も決ま

**問** 努力義務で推奨するとある。接種しないことを許さない風潮にならないか懸念する。考えを聞く。

**答** 接種は強制ではなく本人の自己判断となる。ワクチン

を接種しない、したいと判断した方が誹謗中傷されるようなことがないよう啓発に努める。

**問** 昨年の八月死亡率で高かったのは熱中症で九月は自殺でした。熱中症の原因はマスク着用ではないかと言われている。マスク着用について聞く。

**答** マスクは二歳未満の子供の着用は推奨されていない。二歳以上の場合、子どもの体調に十分注意した上で着用し、本人の調子が悪い時は着用させる必要はない。衛生管理マニュアルは、身体的距離がとれない時はマスク着用だが、気温が高い日は、マスクを外すとある。体育の授業には必要ない。大人も、身体的距離が確保できる場合は必要ない。特に高齢者の方は運動不足や孤立状態に陥ると身体機能が低下し、うつ病などの精神面や認知機能の低下にも影響があるため運動やバランスのよい食事で低栄養を防ぐことなども併せて啓発をしていく。

## 委員会提出議案

◎宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について(議案第六十号)が議会運営委員会から提出され、全会一致で可決されました。

改正内容については、本会議と委員会の「欠席の届出」、「請願書の記載事項等」、「協議又は調整を行うための場の届出」については、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」、「看護」、「介護」、及び「配偶者の出産補助」を具体的に明示するほか、出産に伴う産前六週・産後八週の期間を明示し、「請願書の記載事項等」については、「デジタル化の一環として特段支障のない事項については押印を廃止することが適当との観点から請願者に対して提出時に求めている押印を署名又は記名押印に改め、「協議又は調整を行うための場」については、「会派代表者会」並びに「議会だより編集委員会」を会議規則に規定することで、正規の議会活動として位置付けるものです。

## 議会報告会

### 高校生と意見交換

市議会をより身近に感じてもらうため、昨年十一月の宿毛高校に引き続き、一月二十七日に宿毛工業高校に出向き、生徒会役員十二人と「もう一度幡多地域に生徒が戻って行くための政策とは？」をテーマに四グループに分かれてのディスカッションを行いました。生徒からは「幡多地域の自然を生かすことや大きなショッピングモールを建てるなどの取組みをすべき」、「交通の便を整えて住みやすい場所にすれば」などの意見を述べてくれました。今後も高校生との意見交換の機会を設けるようにしていきたいと思えます。



## 臨時会の概要

令和三年第一回臨時会が一月二十九日に開催され、専決処分一件、予算議案一件、契約議案一件の三議案が審議されました。

議案第一号の専決処分は、ふるさと寄附金の増額により緊急に予算補正する必要があるため、二億三千六百五十一万七千円を追加したものです。

議案第二号「令和二年度宿毛市一般会計補正予算」は、二月下旬より順次実施される予定の新型コロナウイルスのワクチン接種の関連予算を総額で一千二百二十二万二千円増額するものです。

議案第三号「工事請負契約の締結について」は、宿毛市新庁舎新築工事について、一月十三日に実施した一般競争入札により契約の相手方及び契約金額が決定したので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決を求めるものです。審議の結果、いずれも承認・可決されました。



## 各議員の議案に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件等を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
第1回定例会 議案第57号	×	○	○	○	○		○	○	○	○	議長	×	○	○	可決
第1回臨時会 議案第3号	△	○	○	○	○		○	○	○	○	議長	○	○	○	可決

【○：賛成 ×：反対 △：棄権】

## ● 議会用語 Q & A

Q 会議規則とは。

A 議会がその議決によって会議の運営に関する一般的な手続及び内部規律等を定めた規則のことをいう。

自治法は、地方公共団体の議会の会議の原則、その他会議の運営に関する基本的な事項を規定するとともに、会議の議事手続、議会における選挙、委員会における議事手続、請願・陳情、議員の辞職及び資格の決定、規律、懲罰等の規定は、議会の会議規則に委ねている。

会議規則は、機関意思の決定により主として議会内部の議事の手続を定めるものであるが、議員に対する拘束力を持つとともに、議事手続等に関連して第三者に対しても拘束力を有する場合がある。例えば、秘密会、議会内の規律及び請願書の記載事項などがその例である。

したがって、会議規則の制定改廃は、自治法第16条の規定による公告式条例により議長名で公表を要する。



## ★ 会議録の閲覧を ★

市議会たよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

議会事務局、市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

配信しています。

配信しています。



## 〈 編集後記 〉

未だコロナ禍鎮静の方向も定まらず、ワクチン接種の目安さえも明確ではないとは言え、春は着実に巡り還って、桜の季節もあつという間に過ぎ去ってしまいました。

この一年間、コロナコロナで明け暮れる中、宿毛市においても様々な対策が採用され、三密（密閉、密集、密接）を避けた新たな生活様式の推進が図られて参りました。

停滞する経済と国民・市民の生命の安全・安心とのバランスをどのように確立・確保していくのか。

去る三月議会においては、令和三年新年度の当初予算が成立し、宿毛市政は新たな歩みを進めようとしています。

私たち議員一同、その方向性をしっかりと確かめながら、気を引き締めて取り組んで参りたいと思っております。

## 〈 編集委員会 〉

- 委員長 山戸 寛
- 副委員長 三木 健正
- 委員 今城 隆
- 委員 山上 庄一
- 委員 岡崎 利久